

平成29年度

個別指導等における主な指摘事項  
(薬局)

九州厚生局

# 目 次

I	調剤全般に係る事項	
1	処方せんの取扱い	1
2	処方内容に関する薬学的確認	1
3	調剤済処方せんの取扱い	2
II	調剤技術料に係る事項	
1	調剤料	2
2	調剤料又は調剤技術料にかかる加算	2
III	薬学管理料に係る事項	
1	薬剤服用歴管理指導料	3
2	麻薬管理指導加算	5
3	重複投薬・相互作用等防止加算	5
4	特定薬剤管理指導加算	5
5	乳幼児服薬指導加算	5
6	かかりつけ薬剤師指導料	5
7	服薬情報等提供料	6
IV	請求事務等に係る事項	
1	調剤報酬明細書の記載等	7
2	一部負担金等	7
3	領収証・明細書等	7
4	保険外負担等	7
5	施設基準等	7
6	掲示事項等	7
7	届出事項等	7
V	その他	
	指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合	8

## I 調剤全般に係る事項

### 1 処方せんの取扱い

「処方」欄の記載に次の不備のある処方せんにつき、疑義照会をせずに調剤を行っている次の例が認められたので改めること。

用法の記載がない又は不適切である。

モーラステープ

### 2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

ア タケルダ

② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの

ア デパス

イ ブロチゾラム

ウ レンドルミン

エ ロヒプノール

③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

ア アクトネル

イ アゼルニジピン

ウ アテレック

エ アムロジピン

オ イコサペント酸エチル

カ エパデール

キ オルメテック

ク カンデサルタン

ケ サインバルタ

コ ニフェジピンCR錠

サ リパクレオン

シ レクサプロ

ス レボフロキサシン

- ④ 倍量処方が疑われるもの。  
ハルシオン 0.25 mg錠
- ⑤ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの  
フェロ・グラデュメットとマグミット
- ⑥ 漫然と長期にわたり処方されているもの
  - ア サアミオン
  - イ ビタメジン
  - ウ メコバラミン
  - エ メチコパール
  - オ モーラステープ

### 3 調剤済処方せんの取扱い

調剤済処方せんについて、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬局の所在地
- ③ 保険薬局の名称
- ④ 保険薬剤師の署名又は押印

## II 調剤技術料に係る事項

### 1 調剤料

調剤料について、内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している不適切な例が認められたので改めること。

### 2 調剤料又は調剤技術料にかかる加算

#### (1) 嚥下困難者用製剤加算

嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 錠剤での服用が可能と思われる患者について算定している。

イ 市販されている剤形（顆粒又は細粒）での服用が可能と思われる患者に算定している。

(ア) アドナ錠

(イ) トランサミン錠

(2) 一包化加算

一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。

イ 薬剤師が一包化の必要性を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、次の事項を調剤録等に記載していない。

(ア) 医師の了解を得た旨

(イ) 一包化の理由

(3) 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。

イ 調剤録等に製剤工程を記載していない。

(4) 調剤料の夜間・休日等加算

調剤料の夜間・休日等加算について、薬剤服用歴の記録又は調剤録に平日又は土曜日に算定した患者の処方せんの受付時間を記載していない例が認められたので改めること。

### Ⅲ 薬学管理料に係る事項

#### 1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 薬剤服用歴管理指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 手帳を持参していない患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定していない。

② 患者に対して、手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行っていない。

③ 過去の薬剤服用歴を参照した上で必要に応じて確認・指導内容の見直しが行われていない。

④ 患者が手帳を持参し忘れた場合であって、手帳に追加すべき事項が記載されている文書（シール等）を交付したにもかかわらず、次回以降に手帳を持参された際に当該文書が貼付されていることの確認が十分行われていない。

- ⑤ 患者に提供する情報について医薬品の安全情報の収集が不十分であったので、PMDAなどの緊急安全情報より常に最新の医薬品情報を入力した上で、患者に対し服薬指導や情報提供を行うこと。
  - ⑥ 服薬指導の際に、服薬期間中の体調の変化（特に重大な副作用が発現するおそれがある次の医薬品について、当該副作用に係る自覚症状の有無及び当該症状の状況）の確認がない。
    - ア アムロジピン
    - イ クロピドグレル
    - ウ プラビックス
    - エ リリカ
- (2) 薬剤服用歴について、どのような副作用等に着目して聴取を行ったか等、薬学的観点から確認した内容を薬剤服用歴に記載し、より患者への指導に活用できる記録となるよう努めること。
- (3) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 鉛筆で記載している。
  - ② 行を空けて記載している。
  - ③ 二本線で末梢したのではなく、貼紙により修正している。
  - ④ 次の事項の記載がない又は不適切である。
    - ア 処方内容に関する照会の要点
    - イ 患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の情報
    - ウ 患者又はその家族等からの相談事項の要点
    - エ 服薬状況
    - オ 残薬の状況
    - カ 患者の服薬中の体調の変化
    - キ 併用薬等の情報
    - ク 合併症を含む既往歴に関する情報
    - ケ 他科受診
    - コ 副作用が疑われる症状
    - サ 飲食物の摂取状況
    - シ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
    - ス 手帳による情報提供の状況
    - セ 服薬指導の要点
    - ソ 指導した薬剤師の氏名

タ 手帳を用いないこととした場合、その理由

- (4) 薬剤情報提供文書について、記載内容（用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用）が、患者等の理解しやすい表現になっていない。

## 2 麻薬管理指導加算

麻薬管理指導加算について、薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない例が認められたので改めること。

## 3 重複投薬・相互作用等防止加算

重複投薬・相互作用等防止加算について、処方医に連絡・確認を行った内容の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない例が認められたので改めること。

## 4 特定薬剤管理指導加算

特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ② 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点を薬剤服用歴の記録に記載していない。
- ③ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

## 5 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方せんの受付の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、確認を行っていない。
- ② 患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、薬剤服用歴の記録に記載していない。

## 6 かかりつけ薬剤師指導料

(1) かかりつけ薬剤師指導料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の同意を得た旨を薬剤服用歴の記録に記載していない。

- ② 患者の署名付きの同意書が保管されていない。
- ③ 同意書にかかりつけ薬剤師指導料に係る費用の記載がない

(2) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、薬剤服用歴の記録に記載していない。
- ② 開局時間外の連絡先を伝えていない。

#### 7 服薬情報等提供料

服薬情報等提供料について、別紙様式1又はこれに準ずる様式の文書等の写しを薬剤服用歴の記録に添付する等の方法により保存していない例が認められたので改めること。



#### IV 請求事務等に係る事項

##### 1 調剤報酬明細書の記載等

保険薬剤師による処方せん、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない例が認められたので改めること。

##### 2 一部負担金等

一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 一部負担金の未収管理が適切に行われていない。
- ② 日計表と調剤録の一部負担金額が相違していた。

##### 3 領収証・明細書等

領収証・明細書等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 領収証が「点数表の各節単位で金額の内訳の分かるもの」になっていない。
- ② 明細書の内容について、調剤報酬点数の算定項目が分かるものになっていない。

##### 4 保険外負担等

患者から実費徴収する場合にサービスの内容及び料金について、掲示していない例が認められたので改めること。

##### 5 施設基準等

後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない例が認められたので改めること。

##### 6 掲示事項等

掲示事項について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤報酬点数表の一覧等の掲示がない。
- ② 明細書の発行状況に関する掲示がない。
- ③ 届出を行っている施設基準については、全て院内掲示を行うこと。
- ④ 届出を行っていない施設基準については、院内掲示を行わないこと。

##### 7 届出事項等

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに九州厚生局に届け出ること。

- ① 管理薬剤師の異動
- ② 保険薬剤師の異動
- ③ 開局標榜時間の変更
- ④ 保険薬剤師の勤務区分の変更

## V その他

指導対象薬局の開設者がほかの保険薬局も開設している場合

開設者は今回の指導を踏まえ、同様に開設者となっている他の保険薬局について、状況の把握を行うとともに、必要に応じて業務内容を改善するなど、保険調剤の質的向上及び適正化を図ること。